

尼崎市障害者支援施設及び介護保険施設等新規入所者 PCR 検査事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、尼崎市障害者支援施設及び介護保険施設等新規入所者 PCR 検査事業補助金について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この補助金は、障害者支援施設及び介護保険施設等（以下「対象施設」という。）における新型コロナウイルス感染症のクラスターの発生予防及び重症化リスクの高い高齢者等の感染を可能な限り防止することを目的とする。

(対象者)

第3条 補助を受ける対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる者のうち、検査を希望する者とする。

- (1) 検査受検時点で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者で、対象施設に新規で入所する者
- (2) 検査受検時点で住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記録されていない者で、尼崎市内にある対象施設に新規で入所する者

(対象施設)

第4条 対象施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 障害者支援施設
- (2) 介護老人福祉施設（地域密着型サービス含む）
- (3) 介護老人保健施設
- (4) 介護療養型医療施設
- (5) 介護医療院
- (6) 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅のうち、特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（地域密着型サービス含む）
- (7) 認知症対応型共同生活介護事業所
- (8) 養護老人ホーム

(補助の内容)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象者が対象施設に入所する前に、医療機関等でPCR検査を受検した際に要した経費とする。

2 補助金額は 35,000 円を上限額とし、上限額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。

(事前申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、医療機関等でPCR検査を受

検する前に、補助金交付事前申請書兼同意書(様式第1号)により市長に申請するものとする。

(事前承認)

第7条 市長は、前条に定める申請があったときは、その内容を審査し、事前承認通知書(様式第2号)を交付するものとする。

(交付申請)

第8条 前条に定める承認の交付を受けた申請者は、次の各号に掲げる書類を添えて、補助金交付申請書兼請求書(様式第3号)により市長に申請するものとする。

- (1) PCR検査を受検した医療機関等の領収書(PCR検査を受検したと分かるもの)
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項に定める申請は、PCR検査を受検した日から当該年度中の市長が別に定める日までに行うものとする。

(交付決定及び交付)

第9条 市長は、前条に定める申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否について、補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知し、補助することが適当であると認める場合は、補助金を交付するものとする。

(決定の取消)

第10条 市長は、申請者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 同一の事由で交付される国、地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第1条の3で定める地方公共団体、その他の機関からの補助金等を重複して受けた、若しくは受ける予定があるとき。
- (4) 前3号に掲げたもののほか、この要綱及び他の法令に違反したとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条に定める補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。